『アグダスの書』の「質疑応答編」：
法と宗教的アイデンティティ

モグベル・ザファル

『アグダスの書』（以下、括弧を省略する）が著された後、その内容に関する質問が多く寄せられた。これらの質問を直接バハオラに問い、その回答を収めたのがアグダスの書の「質疑応答編」である。「質疑応答編」には合計１０７の回答が記録されている。これらにはアグダスの法の解説・補足に関する重要な資料が多く含まれているが、その他にも初期の信者たちの視点をうかがい知る意味でも極めて興味深いものが含まれている。ここでは「質疑応答編」に登場する質問の内容を分析しながら、初期の信者たちが直面した「法と宗教的アイデンティティ」の問題について考察する。

１．「質疑応答編」の位置づけ

バブの定めた法の中に、神の顕示者に対して質問してはならないという禁則があった。恐らくその趣旨は顕示者と議論したり、無意味な質問をしたりすることを避けるためであった。アグダスの書の中でバハオラはバブのこの禁則を廃止し、質問を歓迎する姿勢を示した。

> バヤンの書は、我に質問することを禁じている。今や主はこの禁令を解き給うた。汝らが尋ねる必要のあることを自由に尋ねるようにである。しかし、それは以前の時代の人々がくどくどと思案した無駄な質問であってはならない。神を畏れよ。そして公正なる者であれ。神の大業と神の領土において汝らの益となるようなことを質問せよ。神の憐れみ深い同情の門は天と地に住むすべての者の面前に開かれているからである。　　(アグダスの書、段落126 番)

この言葉に勇気付けられ、多くの信者がアグダスの書に関する質問をバハオラに送った。混乱を避けるためにこれらの質問は法学に精通したゼインノル・モガレビンと呼ばれるアッカ在住の信者によってまとめられバハオラに提出された。これらの質問に対して合計１０７の回答がバハオラから得られたが、その内の四つの回答に関しては質問が特定されておらず、「問いのない回答」の形をとっている。

「質疑応答編」に収められたバハオラの回答はアグダスの法の内容を解説し補足するものとして極めて重要な意味を持つ。また、本文に含まれていないような規定をそこに発見することもできる。例えば、アグダスの本文には非常に細かい遺産の配分方法が規定されているが、この配分法は任意のものであって遺言を残さずに死んだ場合にのみ適用されるという事実は回答の69番を読んで初めて分かる。「質疑応答編」のもう一つの特徴としてあげられるのが「正義院」に対する高い注目度である。正義院という言葉はアグダスの書の中では万国正義院と地方正義院の総称として使われているが、本文を見ると正義院は合計７回登場する。それに比較すると、「質疑応答編」には１２回も登場している。さらに細かく分析すると、信者たちの質問の中には２回しか登場していない。つ

まり、バハオラの回答の中に出てくるのが圧倒的に多く、正義院の存在感を意識的に引き上げているような印象を受ける。さらに、「質疑応答編」には正義院をめぐるもう一つの非常に重要な展開が見られる。これはアグダスの法の「弾力性の問題」に関連するものである。

まず、アグダスの法の仕組みについて考えて見る。アグダスの書に定められた法は、神の次の顕示者が出現するまでは誰も変更することはできない。従って、約一千年もの有効期間を持つ法をどう設定するかが大きな課題である。この難問を解決し、これから何世紀もの時代の移り変わりに充分対応できる弾力的な法体制を築くためにバハオラは法の詳細を規定することを多くの場合意図的に避けた。そして法の詳細に関する決定や、アグダスの書に明記されていない事柄に関する立法権は正義院（この場合は万国正義院）に委譲されている。つまり、バハオラの定めた法は不変であるが、万国正義院の決めた法であればいつでも万国正義院自身によって改訂できるのでバハイの法体系の弾力性は保障される。しかし、この原則をアグダスの書の本文から読み取ることはできない。正義院に与えられている法の補足や新法の制定に係わる権限が最初に示唆されているのは「質疑応答編」である（質問49、50、100番）。後にこの原則は、アグダスの書の重要な補足文を構成する「エシュラガトの書簡」の８番 (アグダスの書、46頁) により明確に記されている。

このようにして「質疑応答編」の重要性は今でも容易に理解できるが、その本来の意義が充分に認識されるのは、将来においてバハイの法制度が完全に実施されようとした時になるのではなかろうか。

２．回答の内訳

「質疑応答編」に含まれるバハオラの回答を分類すると以下のような内訳となる。

- 祈りに関連する規定、　２２件
- 結婚・離婚に関連する規定、　２２件
- 相続に関連する規定、　１５件
- ホゴゴラに関連する規定、　１１件
- 断食に関連する規定、　６件
- 埋葬に関連する規定、　４件
- 巡礼に関連する規定、　４件
- その他財産に関連する規定、　４件
- 祝日・暦に関連する規定、　３件
- 衛生に関連する規定、　２件
- 罰則に関連する規定、　２件
- その他、すべて１件づつ：
  使用人、狩り、礼拝堂、フィースト、正当な証人、聖典を読むことについて、聖典に見られる矛盾点について、協議について
- その他、問いのない回答：３件　親の義務、子の義務、教育義務について
  （問いのない回答は合計４件あるが、その内の一つは「その他財産」に含まれる）

視点を少し変えて再分類すると、次のような内訳となる。

- 財産全般　２９件
- 精神法　(祈りと断食)　２８件
- 暦、年齢、時間に関連する規定　１１件

3．質問の傾向

バハオラの回答の重要性とは比較できないにせよ、信者たちが寄せた質問の中にも非常に興味深い情報が多く含まれている。質問の傾向を検討することによって初期のバハイの視点を確認し、イスラム教から脱却した「宗教的アイデンティティ」を求める彼らの努力を観察することができる。

ほとんどの質問は法の適用に関連した極めて技術的なものとなっている。例えば、信者たちの関心を引いた問題の一つに「法の任意性」と「義務の範囲」がある。アグダスの書に記されている特定の法や規定が「制裁を伴う義務」なのか、それとも「任意性を許す忠告」なのかを信者たちは知りたがっていた。さらに、義務の場合でも義務が免除される条件の確認を求めていた。任意性を問うものとしては質問46番(結婚は義務なのか)、48番(自宅でフィーストを主催することは義務なのか)、52番(恐ろしい自然現象の時に唱える特別な祈りは義務なのか)がある。いずれの場合も義務でないとバハオラは回答している。一方、義務の免除の条件に係わる質問はかなり多くある。例えば、断食に関する質問は全部で六つあるが、その中の五つまでが断食の義務の免除について問うものである。一見これらの質問は法の遵守に対する消極的な姿勢を表しているように思えるが、それは恐らく質問者の真意ではない。法と信仰が直結するイスラム文化に生きた初期のババイにとってはこれらの課題は決しておろそかにできないものであったに違いない。また、神と人間を結ぶ聖約の枠組みの中で、各人が神に対して持つ責任の範囲を明確に知ろうとすることは当たり前の行為と言えよう。

法の任意性と義務の範囲に関する質問が続出した理由は他にも考えられるが、バハオラの「法哲学」が過去の宗教のものと根本的に違うのが原因の一つにあげられる。アグダスの法はそれまでの宗教法に比べて全般的にかなり緩和されている。また、バハオラの法には信者の自主的選択を認める法や非断定的な規定が幾つか見受けられる。例えば、過去の宗教に比較して断食の期間、必須の祈りの回数、ホゴゴラの負担などが軽減されている。(ホゴゴラは最初バブによって制定された法である。)このことについてアグダスの書に次のように記されている。

> まことに、この宗教制において、最も高遠なるペンを、その超越した地位と最も輝かしい美を賛美することの他に動かす必要がないよう、彼(バブ)は一定の法を啓示した。しかし、われはわが恩恵を汝らに示したいと望み、真理の力を通してこれらの法を明白に制定し、汝らに遵守させたいことをやわらげた。まことに、彼は寛大にして寛容なる御方である。　(アグダスの書、段落142番)

信者たちを当惑させたのは法と規定の緩和とバハオラの寛容な姿勢だけではなかった。最古の昔から宗教の戒律は常に神の怒りと直結していた。神の怒りと地獄の脅威、または法を破る者に対し

て社会が課す制裁や処罰を恐れて法を守るのが典型的な宗教法の体制であった。ところが、バハオラは恐怖・強制をできるだけ排除し、人間の心に内在するより高い次元の意識に訴えることによって法の遵守を求めた。

> わが法律からは、わが衣の甘い香りが嗅がれ、そしてその援助により、勝利の旗は最も高い頂きにたてられよう。わが威力の舌は、わが全能なる栄光の天上から次のような言葉をわが創造物に話しかけた。「わが美を愛するためにわが命令に従え」と。... わが恵み深き恩恵の両手から公平の選り抜きの美酒を飲んだ者は、わが創造物の曙の上に輝くわが命令の周りを回るであろう。　　(アグダスの書、段落 4番)

「質疑応答編」の内容を考える時、そこに登場する質問と平行して非常に興味を引くのが信者たちが問わなかった質問である。つまり、バハイの「憲法」に係わる重要課題についてはほとんど何も質問されていない。バハオラはアグダスの書について次のようにのべている。

> 世の中の平衡状態は、この最も偉大で、この新しい世界秩序の震えんばかりの影響力によってくつがえされたのである。人類の整然とした生活は、人間の眼がこれまでに決して見たことのない、この二つとない素晴らしい制度の力によって大改革されたのである。
> (アグダスの書、段落181 番)

信者たちはこの「新しい世界秩序」や「この二つとない素晴らしい制度」については質問していない。この制度の土台となる聖約や、その最大の機構の一つである正義院の機能・構成などに関する質問は見当たらない。上述の通り、確かに信者たちの質問の中には正義院に関連するものが二つあるが (質問 7、72番) 、いずれも「相続人不在の場合の遺産の正義院への配分」に関する技術的なものであって、バハオラの世界秩序の根幹に係わるものではない。制度の運営に直接関係する唯一の質問は、協議の方法について問う99番である。同様に、倫理や道徳を主題とした質問も見当たらない。ただし、問いのない回答の中の三つまでが家庭を機軸とした倫理の問題を説いている (回答104-106 番) 。

4．法と宗教的アイデンティティ

信者たちの質問はなぜ法の適用の技術的な問題点に偏っているのか? アグダスの書に含まれるバハイの「憲法」に相当する最重要課題になぜ触れていないのか? 法と信仰が直結しているイスラム教文化の中に生きた初期のバハイにとって、自己の宗教的アイデンティティを確立するためには一刻も早くバハイの法のもとに生きることが重要であったのではなかろうか。イスラムの法体系であるシャリア法の祈り、断食、結婚、相続などの規定を離脱し、バハイ独自の祈り、断食、結婚、相続の法を厳守することによって彼らは初めて心理的に「本当のバハイ」になりきれたのではなかろうか。既存の法体系からの離脱と、新しい法体系の構築の狭間にあった初期のバハイにとって最大の関心事は自己の日々の生活を規定する法であって、当時まだ具体性を全く持たない「バハオラの世界秩序」について質問する余裕がなかったのも無理からぬことであろう。

の離
とに
る。
変更
特に
であ
バダ
現れ
を伴
会す

を著

た」
8年)
。ア
らも
が初
者た
れる
のな